

令和7年8月21日

発 言 者	発 言 要 旨
石川（渉）委員	今年7月下旬に、ひとり親世帯に対するお米券提供事業に係る電子メールの誤送信事案が発生したが、その経緯はどうか。
こども家庭福祉課長	当課では、同事業に関連して、対象者5,816名分の氏名、郵便番号、住所を記載した対象者一覧表をExcelで作成し、パスワードを設定したが、委託業者ではない第三者のメールアドレスに誤送信してしまった。誤送信が発覚した当日、メールの受信者に対して速やかに謝罪のメールを送信し、メールの削除を依頼した。現在、受信者からの返信や二次被害の報告は確認されていない。
石川（渉）委員	対象者から県への相談はあるか。また、県の対応状況はどうか。
こども家庭福祉課長	事案が発生した直後、対象者一覧表に掲載されている方々に対して、部長名で速やかに謝罪文書を出したが、マスコミの報道を受けて寄せられた意見や苦情が数件あった。その際には改めて謝罪し、事案発生の経緯を丁寧に説明して理解を求めた。謝罪文書には、当課の連絡相談窓口の電話番号も記載しており、不安を感じる方からの問合せに対しては、今後も丁寧に対応していく。
石川（渉）委員	今回の事案では、メールの送信先が不明となっているがなぜか。
こども家庭福祉課長	通常、メール送信は、アドレス帳に登録した連絡先から選択するか、ダブルチェック後に行う。しかし、今回の事案ではメールアドレスを直接入力して送信しており、送信前の確認が不十分であったことが原因の一つと考えられる。
石川（渉）委員	添付ファイルを送信する前に、送信先のメールアドレスが正しいかどうかを確認することや、一旦アドレス帳に登録した連絡先を選択することなど、個人情報外部に漏れないようにするためのメール送信に関するルールはあるのか。
こども家庭福祉課長	県ではセキュリティポリシーを定めており、それに基づきメールの取扱いを適切に行うこととしている。担当課としてもポリシーに従い、適切に対応する意識付けを常に行っているが、今回はそれが十分に徹底されず、結果として今回の事案に至ったと考える。
石川（渉）委員	県全体でルール作りが進むよう、担当課からも積極的に意見を発信してほしいがどうか。
こども家庭福祉課長	現在は、情報セキュリティの趣旨を踏まえ、特に個人情報を取り扱うメール送信に際しては、複数人で確実に点検することを徹底している。具体的には、送信時には一旦送信トレイに入れ、再度内容を確認してから送信することを実施している。本事案の発生を踏まえ、情報管理を一層徹底し、再発防止に努めたい。
しあわせ子育て応援部次長	当部では、多くの個人情報を取り扱っている。本事案の発生を受け、その内容を重く受け止め部全体で共有するとともに、必要な注意喚起を行い、各課におい

発 言 者	発 言 要 旨
	て取扱いを再確認した。このような事案は、個人情報を取り扱うすべての部署で起こる可能性があるため、当部では、個人情報保護の趣旨を十分に踏まえ、引き続き個人情報に関わる事業を適切に行っていく。
石川（渉）委員	今後このような事案が起こらないよう、部を超えて、県全体でルール作りを進めてほしい。
石川（渉）委員	戦争の悲惨さを次世代に伝え、戦争を起こさない社会をつくることは極めて重要な課題である。知事が戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に伝える取組を強化する方針を示したとの報道があったが、その詳細はどうか。
地域福祉推進課長	戦争の体験者が減少するとともに、戦没者の遺族も高齢化が進んでおり、次世代に戦争についてどのように継承していくかが重要な課題となっている。 今年度は、特に小学生、中学生、高校生を対象に、戦争の記憶と平和の灯を共有し継承していく取組を実施している。小学生を対象とした事業としては、戦争について考えるワークショップを8月1日に開催した。参加者は、小学校1～6年生の計18名の小学生と保護者、関係者の計約50名であり、語り部2名を招き、それぞれからお話しいただいた。1名は山形市遺族連合会の方で、太平洋戦争時の山形の状況についてお話しいただいた。もう1名は中国帰国者支援交流センターの方で、満州で親とはぐれて一人取り残された小学生が懸命に生き延び、母親と再会するまでの体験を語っていただいた。こどもたちには当日、感想を書き込める資料を配付し、語り部の話を聞いた後、初めて知ったことや感じたことをノートに書き留めてもらった。また、最後に折り紙で鶴を折ってもらい、その鶴は11月に沖縄県で実施予定の慰霊祭に奉納する予定である。 中学生を対象とした取組については、例年10月に県主催で開催する山形県戦没者追悼式において、中学生による平和の作文朗読を行っており、今年度も実施する予定である。 また、高校生を対象とした取組については、先に述べた11月に実施予定の慰霊祭に県内の高校生が参加し、追悼の言葉を述べる予定としている。
石川（渉）委員	戦争の記憶を伝承していく取組について、予算を確保し、来年以降も何らかの形で継続してほしい。
齋藤委員	国の病床数適正化支援事業について、県内における申請状況等はどうか。
医療政策課長	同事業は、令和6年度の国の経済対策を受け、経営状況の急変に直面する医療機関に対して入院医療を継続してもらうことを目的とし、病床数の適正化を進める病院及び有床診療所を対象に、一床当たり410万4,000円が支給される。 6月27日付で厚生労働省から第2次内示が都道府県に示された。全国では、約169億円が配分され、対象病床数は4,108床となっている。本県の配分額は約1億9,700万円、対象病床数は48床であり、これに第1次内示分を合わせると、計183床分に対して約7億5,104万円が交付される見込みである。本県をはじめ、関係者の強い働きかけの結果、対象医療機関については、公立病院のうち当初対象外であったものも、第2次内示で新たに支給対象に認められた。病床数の算定は厚生労働省から一定の基準が示されており、5年及び6年に赤字であること

発 言 者	発 言 要 旨
齋藤委員	や、一医療機関当たり最大 10 床を上限とする考え方等を踏まえ、調整を進めている。先月、対象医療機関及び対象病床数を想定して国に交付申請したところであり、今後、国から交付決定され次第、対象医療機関に対して県からの交付決定を迅速に進めていく。 国の交付決定後の迅速な手続きを強く願う。物価高騰に加え、診療報酬の上昇幅が乏しいなど、病院経営は厳しい状況にある。特に、総合病院や救急告示病院が地域からなくなるという事例も見受けられるため、県としても実態に即した対応をお願いする。
齋藤委員	本県における婚姻率の現状と課題はどうか。
しあわせ子育て政策課長	令和 6 年の本県の婚姻数は 2,946 組で前年より 25 組減少し、7 年連続の減少となったが、5 年は婚姻数が 2,971 組で前年から 213 組減少していたため、減少の割合は若干小さくなった。また、6 年の婚姻率（人口 1,000 人当たりの婚姻数）は 2.9 で、5 年とほぼ同水準であったが、全国の婚姻率は 6 年が 4.0、5 年が 3.9 である。 こうした状況から、未婚化や晩婚化に歯止めがかかっていないと考えており、特に個人の考え方やライフスタイルの変化が大きな要因と捉えている。県では、やまがたハッピーサポートセンターを核に、市町村及び関係機関と連携した活動を展開している。今後は、同センターの認知度向上や、若者への結婚を考える機会の提供など、多角的なアプローチが必要と考えている。
齋藤委員	かつては地域の方々による仲人制度などがあったが、現在ではマッチングアプリを利用して交際が始まるなど、時代が大きく変化している。行政もこうした変化に柔軟に対応し、次の時代を先取りしてビジョンを持つことが重要であり、新たな観点の取組も必要と考えるがどうか。
しあわせ子育て政策課長	今年度、新たに結婚支援に専門的知見を持つ 2 名を結婚支援コンシェルジュとして、やまがたハッピーサポートセンターに配置した。1 名はブライダルプロデューサー、もう 1 名はキャリアカウンセラーであり、ともに若者の生活に深く関わっている専門家である。この 2 名を中心に、市町村や企業団体と連携し、結婚支援の取組を後押ししている。具体的には、市町村や企業を訪問し、結婚支援事業の現状把握や意見交換を行っている。また、総合支庁ごとに相談会を設けているが、市町村からは、参加者の確保が難しい、女性の参加が少ないという相談を受けている。これらの課題に対し、結婚支援コンシェルジュが適宜アドバイスを行っている。県では、こうした支援体制の強化を図り、引き続き市町村や関係団体と連携し、現場の声をよく聴きながら事業を進めていきたい。
齋藤委員	コンシェルジュの取組が他県で先行導入され、一部で効果が上がっていると報告されている。市町村を巻き込む一体となった活動が必要である。また、結婚支援を専門とする企業との連携も重要である。さらに、山形県ウェディング協会とも更なる連携強化を図るべきである。 県内企業でも少子化に対する問題意識は高まっているため、県内企業を巻き込む新たなコンソーシアム型の取組を検討してほしい。

発 言 者	発 言 要 旨
佐藤（正）委員 みどり自然課長	今年のクマの出没の特徴はどうか。また、これから秋に向けてクマの出没が本格化するが、今後予測される状況及び市街地にクマが出没する事例が増えている現状を踏まえた対応方針はどうか。 今年のクマの目撃件数は8月17日現在で839件に上り、平成15年の統計以来最多となっている。一方、市街地での目撃件数は99件で、令和元年以降の同時期では最多の水準となっている。人身被害は今年に入って5件発生しており、そのうち1件は2月にイノシシ猟の狩猟者が襲われる事案であった。さらに、夏場の7～8月に4件の被害が発生している。このうち3件は早朝や夜間に発生し、1件は農作業中に起きている。なお、記録の残る昭和52年以降、年間の最多被害件数は平成22年の11件である。 今年のクマの出没の特徴について、市街地での出没増加の要因は複合的で特定は難しいが、野生生物の専門家によれば、高温少雨により山野での餌となる木の実が不作であることや、若い個体のクマが人里に美味しい餌があると学習してしまった可能性が指摘されている。特に、幼いときに母グマに人間の生活圏に連れてこられ、そこを餌場と認識するクマもいるという分析があり、本県の現状にも当てはまる可能性が高い。 今後の予測として、例年は9～11月にキノコ採りなどで人身被害が多発している。今年はブナの作況が大凶作と予測されており、クマの出没増加が懸念されるため、十分な警戒が必要である。 県では7月3日にクマ出沒警報を発令し、知事の記者会見やプレスリリース、市町村への通知、ホームページやSNSの活用により周知を図っている。また、被害が発生した際には都度、改めて注意喚起を行っている。人身被害は早朝や夜間の発生が多いため、目撃情報のある地域では不要不急の外出を控えること、作業時には常に音の出るものを携帯することを呼び掛けている。 被害対策は市町村が中心となるが、県でも市街地に出没した際の対応指針を策定し、これに基づき助言を行うなど連携して対応している。
佐藤（正）委員	クマについては、総合的な対応策が必要であると考え。また、駆除に対するクレームが、県に一定程度寄せられていると聞くと、県民の安全を最優先に考え、基準を踏まえて対応してほしい。
佐藤（正）委員	環境省が発表した令和8年度予算の概算要求では、指定管理鳥獣への対策強化のため、自治体向けの交付金として37億円が計上される方針が示されたが、その詳細を把握しているか。
みどり自然課長	詳細を把握していないため、情報収集に努める。
佐藤（正）委員	クマだけでなく、イノシシやシカ、サルなど様々な鳥獣による被害があるが、県内部での横断的な連携が必要であると同時に、市町村との連携も重要である。また、県では持続可能な鳥獣被害防止対策のために、猟友会や山形大学と連携し、組織体制の構築を進めていると認識している。今後、被害は更に増加すると予想されるため、例えば「鳥獣管理センター」などのより強力な組織を設立する必要があると考える。今後の状況を十分に踏まえ、更なる総合的な対策の検討をお願いする。

発 言 者	発 言 要 旨
佐藤（正）委員 環境企画課長（兼） カーボンニュートラル・GX戦略室長 がん対策・健康長 寿日本一推進課長	県における熱中症対策の状況はどうか。 令和6年4月に改正気候変動適応法が施行され、従来の熱中症警戒アラートが「熱中症警戒情報」として法的に位置付けられたほか、その一段階上に当たる「熱中症特別警戒情報」（通称：「熱中症特別警戒アラート」）が新たに創設された。 熱中症警戒情報は環境省のホームページで発表されるのみで、各自治体への個別通知は行われないが、熱中症特別警戒アラートの場合は国のホームページによる発表に加え、環境省から県へメールで通知される。全国で熱中症特別警戒アラートが発令されたことはないが、通知を受けた場合、県は市町村に対し速やかに伝達を行うこととなっているため、万が一の場合に備え、5月29日に環境エネルギー部と市町村間で情報伝達訓練を実施し、アラート発令時の地域住民への情報発信について市町村に周知を依頼した。 また、法改正により、熱中症による健康被害を防ぐため、公共施設や民間施設などの適切な冷房施設・空間をクーリングシェルターとして市町村が指定できることとなった。7月3日時点で県内では477か所が指定されている。県では、市町村が指定した施設の位置を地図上で確認できるウェブマップを作成し、県ホームページで公表するとともに、テレビやラジオを通じて県民に対しクーリングシェルの周知を行っている。 さらに、労働安全衛生規則の一部改正により、職場での熱中症対策が強化されたことを踏まえ、アラート発令時には庁内放送を活用し、来庁者や職員に向けた熱中症への注意喚起を行っている。 熱中症は誰もが直面する可能性のあるものだ認識し、自身や大切な方のために工夫し適切な行動をとることが、予防の効果を大きく高めると考える。そのため、各部局及び市町村と連携し、引き続き熱中症の注意喚起や対策を重層的かつ丁寧に展開していく。 健康福祉部では、熱中症予防に関する県民への注意喚起と普及啓発を行っている。主な媒体はプレスリリースやSNSであるが、注意喚起を行う判断基準については、まず、暑さに身体が慣れていない4月には、気温が25度前後に達する予報が出た場合に注意喚起を行う。5～6月には、県内で最高気温が30度以上の真夏日になる予報、あるいは真夏日が複数日続く予報が出た場合に、こまめに水分補給を行うことや日傘・帽子で日差しを避けること、屋内ではエアコンを適切に使用することなど、熱中症予防の具体的な行動を呼び掛けている。さらに、7月以降の暑さが厳しくなる時期には、気温が35度を超える猛暑日が複数日続く予報が出た場合に厳重警戒を呼びかけ、暑さから命を守る行動をとるよう注意喚起している。 また、知事の記者会見や広報誌「県民のあゆみ」、県政ラジオ、県ホームページでも機会を捉えて啓発活動を実施している。具体的な啓発資材としては、熱中症予防を呼びかけるチラシ約2万部を作成し、市町村や保健所を通じて県民に広く配布しているほか、今年度は新たにうちわを作成し、暑い時期に開催されるイベントなどで手に取ってもらえるようにしている。 さらに、民間企業との連携協定を活用し、関係企業の協力を得てコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）と連携した熱中症対策啓発動画を2種類制作した。この動画は、コンビニ店内のデジタルサイネージで放映され、コンビニアプリでも配信されているほか、県庁ロビーや各総合支庁保健所での放映に加

発 言 者	発 言 要 旨
柴田委員 廃棄物対策主幹	え、YouTube や県のホームページでも配信している。 災害廃棄物の迅速処理における最大の課題は、県内市町村の災害廃棄物処理計画に仮置場候補地が盛り込まれていないことと、事業者との連携不足と考える。災害廃棄物は産業廃棄物に近く、市町村の施設だけでの処理は困難なため、民間施設への委託も進められている。仮置場の設置だけでなく、その後の運搬・処理計画も重要で、職員が不足している市町村の単独での対応は難しい。政府は、災害協定を自治体の努力義務と定め、南陽市は県内団体と協定を結んだ。今後、県として、県有地の仮置場としての提供も含め、市町村と連携して処理の迅速化をどのように進めていくのか。 仮置場の設置は、災害廃棄物の迅速な処理や被災者の生活再建において極めて重要である。仮置場は、避難場所や避難所のようにあらかじめ指定する制度にはなっていないが、環境省の「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」では、各自治体の災害廃棄物処理計画に仮置場の確保・設置を盛り込むことが求められており、事前に候補地を選定しておくことが重要とされている。先日、県内 13 市から聞き取りしたところ、仮置場の候補地を選定している自治体は 5 市だけであった。実際には、発災後に災害の種類・規模や災害廃棄物の発生状況に応じて仮置場の設置が決まるが、事前に候補地を選定しておくことは迅速な処理と生活再建に直結するため、今後、市町村担当者が集まる会議の場で改めて候補地の選定について助言し、状況把握に努めたいと考えている。 また、県有地の活用については、昨年 7 月の最上・庄内地域を中心とした大雨災害時に、県有地を仮置場として貸した事例がある。具体的には、酒田市では延べ 6 か所の仮置場が設置され、そのうちのひとつとして県立高校の跡地を貸した。新庄市でも、1 か所の仮置場として県立高校跡地を貸した。これらの事例を踏まえ、まずは市町村に仮置場候補地の選定を促すとともに、県有地利用の相談には適切に対応していきたい。 引き続き市町村と連携しながら、災害発生時に迅速に対応できる体制を整えていきたい。
柴田委員 廃棄物対策主幹	災害廃棄物処理計画を策定している 35 市町村の多くが仮置場候補地を明示しておらず、迅速な対応が必要である。災害の発生場所は予測が難しいが、あらかじめ候補地を決めておくことで初動対応が早まる。図上訓練のように想定して繰り返し準備することが重要であり、最終的には県民の生活安全の早期回復が目的である。市町村間や関係団体との連携を強化し、効果的な対応体制を構築してほしい。 委員指摘のとおり、事前の候補地選定は非常に重要である。市町村への聞き取りでは、候補地の数に差が見られ、多いところでは数十か所を挙げている一方、適地がなかなか見つからないといった声もあった。 県有地の利用に関しては、規模や立地、土地の今後の利用計画など様々な事情がある。また周辺環境も重要で、病院や学校の近くは適さない場合がある。さらに搬入道路の広さなども考慮しなければならない。水害や地震の影響など災害の種類によっても状況は変わるため、多角的な視点から候補地を選定すべきである。これらの観点について、今後も各市町村に助言していきたい。

発 言 者	発 言 要 旨
柴田委員 こども安心保育支援課長	子育ては、教育委員会や子育て担当部局など複数の部局が絡んでおり、部局間の連携と一貫した支援が必要とされる。特に、放課後児童クラブや放課後子ども教室の制度が複雑だが、その現状認識と今後の方針はどうか。 文部科学省とこども家庭庁が実施する「放課後児童対策パッケージ事業」に対応して、県では教育委員会や教育事務所、しあわせ子育て応援部、各総合支庁、市町村が連携し、それぞれの役割を果たしながら事業を推進している。 令和7年5月1日時点で、県内の放課後児童クラブは324クラブ、クラス数は423、登録児童数は1万7,333人である。クラブ数は3年度以降減少傾向にあるが、クラス数及び登録児童数は核家族化や女性の社会進出の影響もあり増加しており、学童保育の需要が高まっている。 同日時点の待機児童数は77人であり、前年同時点から20人減少したが依然解消されていない。その主な要因は、放課後児童支援員の人材確保の難しさにあり、施設はあっても支援員不足で開設できない場合がある。 放課後児童クラブは、児童に適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を支える重要な役割を担う。県としては、支援員の資格取得研修を県内3か所で開催することで、資質向上に努めるとともに人材の育成・確保を推進し、クラブ活動の充実につなげたい。
柴田委員	待機児童数の数値は表面上のものに過ぎず、実際のニーズに応える努力が必要であり、市町村と連携しながら対応していくべきである。放課後子ども教室などの事業は、国や県の補助を受けているが、予算の上限が決まっており、市町村がサービスを充実させたい意向があっても、制約が生じている。従来の予算ありきの手法ではなく、課題解決に必要な予算を見極めて優先順位を付ける考え方を導入すべきであり、新たな予算の確保と施策の展開が重要と考える。
加賀委員	西村山新病院の建設予定地が示され、新病院の運営は、県と寒河江市による共同運営に決定された。新病院は、西村山地域の医療拠点として重要であり、プロジェクトの順調な進行が期待されている。今後、県と寒河江市だけでなく、管内の自治体も何らかの形で参画することが重要と考えるがどうか。
西村山医療体制企画主幹	西村山地域その他4町については、これまで情報提供や意見交換を行い、財政負担の仮試算額の状況、つまりは少なくない財政負担が生じることや、地域医療の将来維持の重要性等を説明したが、参画しない意向が示された。今後の話として、運営母体が正式に決定した後、4町の一部または全部から参画の希望があれば、県や市と協議のうえ後から参画することも可能であることは4町に伝えている。
加賀委員	管内には既に自治体病院を有している自治体もあり、新病院の建設や運営に係る負担を考慮し、現時点での参画を控えている状況にある。しかし、将来的には他の町も参画し、自ら主体的に地域医療の維持に取り組むことが望ましい。今後はそのような方向性を目指して体制づくりが進められることを期待したい。
加賀委員	県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定案について報告を受けたが、今回の改定は、国の対策特別措置法の行動計画改定を踏まえたもので、準備期、初動期、対応期の3段階に分けて対応する形となっている。特に準備期の充実が重視

発 言 者	発 言 要 旨
薬務・感染症対策主幹	されており、計画内でも準備期に関する見直しが大きい。準備期では、全庁的対応に備えた訓練の実施や空港・港湾、高齢者施設での研修・訓練などが明記されているが、これら訓練の具体的な実施状況や計画段階での考え方はどうか。 今回の改正の趣旨は、これまでの反省を踏まえ、準備期をより充実させることにある。以前の計画では、海外発生期など複数のカテゴリーに分かれていたが、今回それをコンパクトにまとめ、平時の備えを重視する形に改めた。その中で、訓練や人材育成が感染症予防計画の基本的な項目となっている。昨年は、酒田港でクルーズ船が着岸した際の新興感染症発生を想定し、検疫所や病院、港湾事務所など関係機関と連携した訓練を実施した。今後も、様々な想定を踏まえた研修や訓練を継続し、備えを強化していくことを目指している。
加賀委員	訓練や研修は非常に重要であり、その方法や在り方について慎重に検討しながら対応してほしい。新型インフルエンザや新たな感染症が発生した際、初動体制が対策の成否を左右するため、実効性のある訓練研修を行ってほしい。
加賀委員	感染拡大時の保健所の応援部隊の編成体制の強化に向けた取組はどうか。
薬務・感染症対策主幹	感染拡大時の保健所応援体制の強化については、コロナ禍で保健所業務が逼迫した経験を踏まえ、デジタル化を進めつつ支援体制の強化を図っている。具体的には、I H E A T制度を設け、O Bの保健師や薬剤師など多様な専門家を事前に訓練し、毎年人材育成を行っている。こうした支援人材の活用を通じて、応援体制の更なる強化を進めていく。
加賀委員	訓練や応援体制は、毎年継続して行うことが重要である。人事異動などにより担当者が替わるため、隔年だと人材が抜け落ちる可能性がある。こうしたことにも配慮しながら、訓練体制や応援体制の連携体制を構築・維持してほしい。
加賀委員	県内の夫婦の完結出生児数の状況はどうか。
しあわせ子育て政策課長	国立社会保障人口問題研究所の令和3年の調査によると、全国における夫婦の完結出生児数は1.90人であり、平成27年の1.94人や平成14年の2.23人から減少傾向にあるが、おおむね2人前後で推移している。本県での数値は持ち合わせていないが、全国同様と認識している。結婚を希望する人が望むこどもの数はおおむね2～3人とされ、この数値とほぼ一致している。少子化対策の第一ステップが結婚であり、結婚支援に力を入れる必要があると考えている。
加賀委員	やまがたハッピーライフプロジェクト事業の継続に加え、他の部局との連携も必要と考える。可能な限り関連部局と相談し、様々な方法を検討しながら、更なる取組を進めてほしい。
加賀委員	病院や介護・高齢者施設の運営は非常に厳しい状況にある。現場の声を聞くと、最大の課題は物価高騰である。県も支援策を講じてきたが、インフレの中で物価や人件費の上昇が急激である一方、診療報酬や介護報酬の改定は2～3年に一度の頻度にとどまっている。こうした状況下では、全体の報酬見直しでなくとも、

発 言 者	発 言 要 旨
医療政策課長	重要なポイントを国の審議会等で毎年検討し、部分的にでも改定を重ねることが必要と考えるがどうか。 診療報酬は2年に1回改定されるが、昨年6月の改定では、本体部分が0.88%引き上げられたが、令和6年以降の物価高騰や賃金上昇に伴う経費の大幅な増加により、多くの医療機関が厳しい経営状況に直面していると認識している。このため、賃金上昇などの課題に対応できる安定した経営が必要であり、財政支援による早期の対応と診療報酬制度を通じた安定的な財源確保の両面が求められる。 財政支援について、県としては、地方創生臨時交付金を活用し、4年度から医療機関への給付金支援を継続して実施しており、今年度も新たな物価高騰対策支援を行う予定である。 診療報酬に関しては、2年ごとの改定では適時適切な対応が難しいという課題がある。そのため、「令和8年度政府の施策等に対する提案」の中で、知事から厚生労働副大臣に対し、物価や賃金の変動に適時適切に対応できる物価・賃金スライド制の導入や病院経営支援の強化を要望した。また、県内の厳しい医療経営の実情を本県選出の国会議員に訴え、十分な財源確保を強く求めている。さらに、6月13日に閣議決定された「政府の骨太の方針」には、医療・介護を含めた社会保障関係費の充実が明記されており、医療機関経営の安定や現場従事者の賃上げへの的確な対応が求められている。この動向を注視しつつ、引き続き政府に対して十分な財政支援を強く働きかけていく。
高齢者支援課長	介護報酬は、通常3年に一度改定されている。直近では令和6年度に改定されたため、次回の改定は9年度の予定である。この間、物価高騰が著しく進み、それに伴い施設や事業所の経営状況が一層厳しくなっていることについては委員と同じ認識である。また、国において臨時の対応が必要ではないかという課題意識についても同様である。さらに、介護報酬についてはベースとする介護職員の賃金水準が他産業に追いついていないという課題もある。これらの状況を踏まえ、診療報酬改定に係る提案と同じタイミングで、知事から政府に対して、物価や他産業の賃金水準の上昇と連動した報酬改定の仕組みの導入を提案している。 また、訪問介護事業所等の経営がひっ迫している状況に鑑み、全国知事会を通じて、3年ごとの改定を待たずに、早期に改定を行うよう政府へ要望も行っている。
加賀委員	公的医療機関は財政的に非常に厳しい状況にあり、人件費や物価の高騰によって人件費のベースアップを進めざるを得ない状況が、赤字につながっている。このままの状況が続けば、本県の医療体制に大きな影響を及ぼすことが懸念される。今年だけでなく来年以降も更に人件費が上昇する可能性があり、国の骨太の方針にも示されているタイミングを捉え、政府に対し施策等に対する提案を行っているが、報酬の完全見直しだけでなく、こうした時期だからこそ、重要なポイントに限定して改善を進めることや、定期的な報酬改定以外の方法で補填が可能であれば、それでもよいと考える。しかし、報酬が基盤であることには変わりなく、物価高騰やインフレ率を踏まえた対応について、本委員会でも、意見書の提出など、具体的な対応を検討すべきである。県内の医療施設や介護施設の経営状況について調査を行い、本県特有の課題があれば明らかにし、それを踏まえた要望・要請を行うことが重要だと考えるがどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
医療政策課長	各医療機関の経営状況は、どのような要因で赤字や黒字になるのかを含めて、千差万別な状況である。そのため、個別に聴取したうえで、一律に特別な対応を講じるのは難しい。一方で、現在の病院や医療機関の経営悪化の要因は、地域等に限らない全体的な物価高騰や賃上げの機運の影響によるものと考えられる。こうした状況を踏まえ、先ほど申し上げた骨太の方針に記載されている内容等も参考にしつつ、今後も引き続き要望活動を進めていきたい。
高齢者支援課長	介護施設については、定期的の実態調査を実施しているが、具体度や分析の面で更に充実させる必要があると考えている。 本県の特徴として、中山間地で人口がまばらであり、サービスのカバーエリアが広いことが挙げられる。例えば、訪問系の事業所では報酬を算定しにくいケースがある。こうした事情も踏まえながら、引き続き調査やヒアリングを通じて実態把握に努め、要望や提案の際に説得力のある内容を提示できるようにしたい。
五十嵐副委員長	現在の県の男女共同参画計画の期間は、令和3～7年度であり、新たな計画の策定が今年度に予定されていると承知している。策定に向けて、8月上旬に審議会が開催されたと伺っているが、委員からはどのような意見が出されたのか。
多様性・女性若者活躍課長	現行の男女共同参画計画は今年度末で計画期間の終期を迎えるため、現在、次期計画の策定作業を進めている。8月4日に開催した今年度の第1回男女共同参画審議会では、現行計画に基づく取組状況を報告するとともに、次期計画の骨子案を示し、委員から幅広い意見をいただいた。主な意見は次のとおりであった。 ・人口減少が進む中、若い世代に選ばれる地域や企業を目指すことが重要である。 ・子育てに関わりたいと考える若い世代が増えている中で、男性も柔軟な働き方ができる職場環境の整備が必要である。 ・女性活躍推進のためには、企業側・女性側の双方における意識改革やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消が不可欠である。 ・共働きや子育てしながら働く女性が多い現状においても、家事や育児の負担が依然として女性に偏っているため、共働き・共育の実現に向けた更なる取組が求められる。 ・防災分野における地域の女性リーダーが少なく、地域コミュニティにおいても男女共同参画を推進してほしい。
五十嵐副委員長	いずれももっともな意見であり、現行の男女共同参画計画にも反映されているものと理解している。一方、本県における若年女性の県外流出の最大の要因は、他県に比べて賃金が低いことであると考えているが、意見の中には「女性の正職員化」という具体的な表現が見られなかった。次期計画の策定に当たっては、女性の正職員化及び賃金向上を明確に打ち出す必要があると考えるがどうか。
多様性・女性若者活躍課長	昨今は、以前よりも急速な人口減少や若い世代の県外転出、大規模災害の頻発など、現行の計画策定以降、社会情勢に多くの変化が生じている。こうした変化を踏まえつつ、委員に加え、市町村や関係団体からも幅広く意見をいただきながら、また、同じく次期計画の策定が進められている国の男女共同参画基本計画の状況も注視しながら、計画の策定を進めていきたい。 男女共同参画の推進は、誰もが暮らしやすく働きやすい社会の構築につなが

発 言 者	発 言 要 旨
五十嵐副委員長	り、ひいては若者や女性にも選ばれる山形県の実現に寄与すると考えている。本県の活力を維持するためには、性別にかかわらず誰もが個性と能力を生かして活躍できる社会の実現が不可欠である。女性の正社員化の視点も重要であり、女性の管理職登用が進まないことは、賃金がなかなか上がらない一因と指摘されているため、これらの課題も十分に考慮したい。 男女共同参画の視点を県のあらゆる分野や政策に取り入れるべく、各部局と連携しながら検討を進め、来年3月の策定を目指していく。
医療政策課長	医師の高齢化や後継者不足が深刻化しており、10年後には医師不足が更に進むのではないかと懸念されている。特に開業医の問題は深刻で、医師が都市部に集中し、地域の山間部など医師の数が少ない地域では一次医療が非常に厳しい状況にある。 このため県では、昨年度から医師会と連携したマッチング事業を展開しているが、その成果はどうか。 指摘のとおり、診療所の医師は、在宅医療や学校医、産業医など多様な役割を担っている。医師の高齢化に伴い診療所が廃止されると、その地域の医療提供体制の確保が困難になるおそれがあり、診療所の承継支援は極めて重要な課題であると考えている。 令和6年度からは県医師会と連携し、診療所の承継希望医師と後継者不在の開業医師とのマッチング事業を実施している。本年1月にホームページを開設して以降、既に10件の譲渡希望が登録されており、現在はマッチング成立に向けた支援を行っている。 また、診療所の開設支援については、厚生労働省が重点医師偏在対策支援区域において、診療所の承継・開業・地域定着支援を実施することとしている。こうした動きを受けて、県では7月30日に知事を会長とする山形県地域医療対策協議会を開催して重点医師偏在対策支援区域を設定し、承継・開業支援事業の検討に向けて、活用意向調査を実施している。 今後、調査結果を確認しつつ、マッチング支援に加え、開設支援についても検討していく。